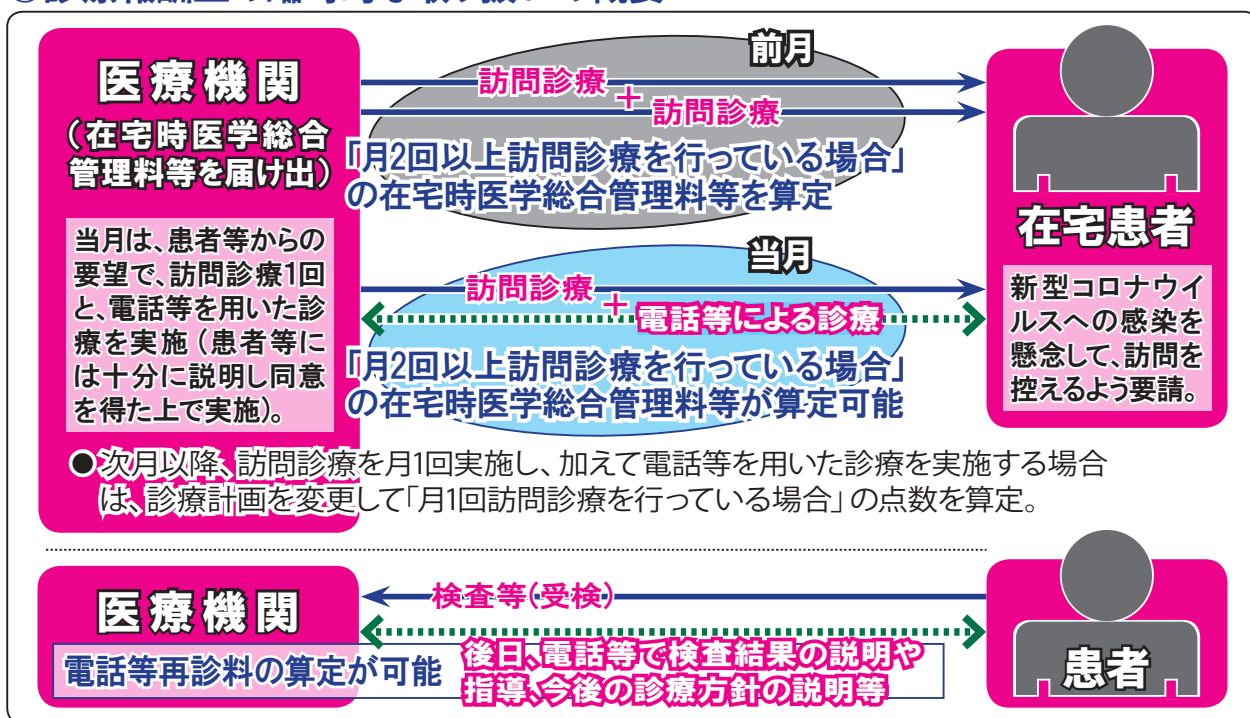


在医総管等の訪問診療、電話等での代替が可能な場合も ~臨時的取り扱い

《背景》 厚生労働省の事務連絡で、新型コロナウイルス感染の拡大防止策に関連した診療報酬上の臨時的な取り扱いが追加され、在宅医療などに係る事項が示された。

《解説》 在宅時医学総合管理料または施設入居時等医学総合管理料の「月2回以上訪問診療を行っている場合」の点数を前月に算定していた患者に対し、訪問診療1回と電話等を用いた診療を実施した場合、「月2回以上訪問診療を——」の点数を算定できるという取り扱いが示されました。当月も診療計画に基づいた定期的な訪問診療を予定していた患者から、訪問の差し控えなどを要望された場合の対応を想定したものです。ただし、その翌月も、訪問診療1回と電話等を用いた診療になる場合は、診療計画を変更し、「月1回訪問診療を——」の点数を算定するものとされています。また、検査等を実施した患者に対し、後日、電話等を用いて、検査結果等の説明や療養上必要な指導、今後の診療方針の説明等を行った場合は、電話等再診料を算定できるとされました。

◎診療報酬上の臨時的な取り扱いの概要



※「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その14)」(令和2年4月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡)に基づき医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867